

# 防災ボランティア活動マニュアル

札幌地方隊友会

30. 12. 8

## I 全般

### 1. 札幌地方隊友会防災ボランティア活動の役割

札幌地方隊友会（以下、「札地隊」という。）は、「道民と自衛隊のかけ橋」として、自衛隊及び関係部内外機関との連携・支援を通じて、その特性に応じた活動を実施する。

(1) 札幌地方隊友会防災ボランティア活動（以下、「札地隊防災ボランティア」という。）は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の定める武力攻撃災害が発生し、道隊連からの指示(要請)があった場合、札地隊防災ボランティア隊を編成して指示(要請)された業務を実施する。

(2) 業務内容は、自治体等が活動基盤を整えた後、次の補助的業務とする。

ア 給水、炊き出しその他の救援活動の補助

イ 避難所の開設及び運営の補助

ウ 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助

エ 物資、資材の運搬及び配分の補助

オ その他、自治体からの要請事項のうち、派遣隊員の体力をもって実施可能な業務

### 2. 札地隊防災ボランティア隊派遣の考え方

(1) 札地隊防災ボランティア隊の派遣は、北海道内における災害等発生時で、道隊連の指示(要請)による。なお、個人で活動する場合は、支部を通じて札地隊事務局に報告するものとする。

(2) 派遣が留守家族支援(安否確認)と時期的に重複する場合は、留守家族支援を優先する。

### 3. 札地隊事務局・支部の役割分担

#### (1) 札地隊事務局

ア 平素

(ア) 「札地隊防災ボランティア活動マニュアル」の整備

(イ) 札地隊防災ボランティア隊の活動に必要な物資の収集に関する調整、保管

(ウ) 札地隊防災ボランティア隊の派遣候補要員の掌握

(エ) 防災訓練等への参加に関する各支部との連絡・調整

イ 派遣間

(ア) 札地隊防災ボランティア隊の編成及び交代要員に関する調整

(イ) 本部連絡調整班を編成し、道隊連との調整及び派遣隊長の活動の補佐

(ウ) ボランティア保険に関する調整

(エ) 派遣隊員の活動手当等(日当、食費、ガソリン代等)に関する調整及び支給に関する事務処理

#### (2) 支部

ア 平素

(ア) 札地隊防災ボランティア隊への派遣候補要員の指定

(イ) 管轄地域自治体に勤務する防災監等（元自衛官）との連携

(ウ) 連携担当部隊・駐屯地等との関係維持

## イ 派遣間

- (ア) 指名された要員の派遣
- (イ) 交代要員に関する調整
- (ウ) 派遣された要員の留守家族に対する所要の支援

## II 平素の準備

## 1. 組織の準備

- (1) 各支部の所属会員数を考慮し、約 50 名から 1 名を基準に派遣候補要員基準数を示す。

支部名	東	西	手稲	真駒内	藻南	定山溪	北	中央	豊平
会員数	142	66	45	284	344	309	106	139	334
要員数	3	1	1	6	7	6	2	3	6

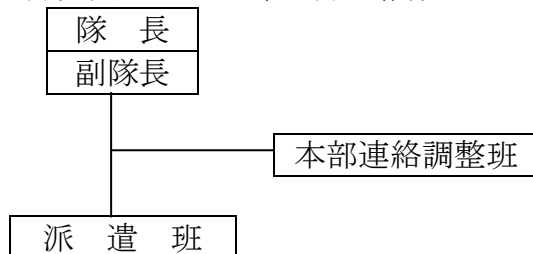
支部名	清田	白石	厚別	滝川	美唄	岩見沢	江別	石狩	当別
会員数	128	78	91	275	67	172	53	61	102
要員数	2	2	2	5	1	3	1	1	2

支部名	小樽	余市	倶知安	基準数
会員数	26	14	188	合計数
要員数	1	0	4	59

(備考) 派遣候補要員の素養等

- ・ 7 日～10 日間、会社や家庭の拘束を受けずに現地に赴ける会員
- ・ 持病はあるものの、日常の投薬等により指示(要請)された業務内容にもとづき派遣活動が実施できる会員
- ・ 私有車を保有し、運転可能な会員(必須要件ではない。)

- (2) 札地隊防災ボランティア隊の編成



(備考)

隊長、副隊長：各支部が指定した派遣候補要員から土地勘、調整能力等を考慮し調整して決定

本部連絡調整班：会長以下、本部役員をもって 1～2 日の休暇処置により札地隊事務局において勤務（状況により道隊連に LO を派遣）

派遣班：各支部が指定した派遣候補要員からその都度要員を指定（5～8 名基準）

- (3) 派遣候補要員の選考

各支部は、所属会員の状況を把握し、(1)項に示す要員数を毎年度末に次年度要員を選考して別紙第 1 に示す様式で札地隊事務局に報告する。

別紙第 1 「派遣候補要員名簿」

## 2. 関係機関等との連携

- (1) 道隊連を通じて防災訓練等に参加し、関係機関等との相互理解を促進する。
- (2) 管轄地域自治体に勤務する元自衛官の防災監等との関係を維持する。
- (3) 管轄地域の自治会、町内会、連携担当部隊・駐屯地等で実施される防災に関する訓練・研修等に参加し、相互理解の促進及び必要な練度向上に努める。

## 3. 防災意識の啓蒙

- (1) 防災教育の実施による防災意識の啓蒙  
自治体、町内会で計画する防災教育等において要請に基づき講師派遣等を実施し、防災意識の啓蒙に努める。
- (2) 防災パトロールへの参加  
自治体・町内会からの要請があった場合、地域での防災パトロールに参加する。

## 4. 物品の管理

- (1) 活動拠点用（天幕、寝具等）の資材  
活動拠点用の資材は、災害発生に伴う派遣実施時、関係自治体からの支援を受けることを基本とする。
- (2) 隊友会本部支給物品の管理  
本部から支給された物品は、本部連絡調整班で管理し、必要の都度、札地隊防災ボランティア隊に配布する。
- (3) 札地隊独自の物品の管理  
携帯コンロ、やかん、カップ麺等、必要最小限の物品の管理に努める。

## 5. 防災ボランティア保険への加入

本部連絡調整班は、派遣実施に伴い派遣隊員のボランティア保険加入について隊友会本部と調整する。

## III 災害発生時の対応

### 1. 災害発生時の対応（全般）

- (1) 本部連絡調整班の設置  
道内において派遣が予測される大規模災害等が発生し、道隊連からの調整等が開始された場合、速やかに本部連絡調整班を設置し、道隊連との調整を開始する。
- (2) 派遣規模・支援内容の決定  
本部連絡調整班は、道隊連から派遣の要請を受けた場合、派遣規模、派遣時期、場所及び支援内容（項目）を道隊連と調整して決定する。
- (3) 派遣要員の決定及び自治体等調整窓口の明確化  
ア 本部連絡調整班は、派遣規模・支援内容の決定に伴い、関係支部長と調整し隊長、副隊長、派遣要員を決定する。  
別紙第2 「札地隊防災ボランティア隊編成表」

イ 本部連絡調整班は、道隊連と調整し、現地における連携自治体の相手先を明らかにし、派遣隊長に通報する。

#### (4) 移動

隊長、副隊長は決定された派遣隊員と調整し、移動手段（車両の運転）、提携点（合流地点）等を明らかにして派遣場所へ前進する。

#### (5) 活動の実施

ア 隊長は、現地到着後、直ちに自治体関係者と提携するとともに、本部連絡調整班に通報する。

イ 隊長は、自治体関係者と支援内容の具体的事項及び管理事項（宿泊、給食支援等）について調整し決定する。調整結果については、本部連絡調整班に通報する。

ウ 隊長は、日々の活動内容を記録し、本部連絡調整班に通報する。（通報手段は別示）

別紙第3 「札地隊防災ボランティア隊日々活動記録」

#### (6) 交代要員の調整

ア 隊長は、派遣隊員で体調を崩した場合、速やかに本部連絡調整班に通報する。

イ 本部連絡調整班は、関係支部長と調整し交代要員を決定して派遣する。

ウ 本部連絡調整班は、派遣隊員の活動期間を7日～10日間を基準とし、必要に応じて関係支部長と調整して第2次の派遣隊を準備する。

### 2. 後方支援

(1) 本部連絡調整班は、派遣決定に伴い、札地隊で保管している物品を配布する。配布場所は、隊長と調整して決定する。

(2) 本部連絡調整班は、本部から支給される物品をその都度配布する。

(3) 隊長は、管理事項に関して自治体の支援事項以外に必要な事項がある場合、本部連絡調整班に通報する。この際、本部連絡調整班との調整により物品を購入した場合、札地隊特別経費から支給する。支給に関しては、領収書による確認を実施する。

(4) 移動等に要したガソリン代、高速代は、じ後、札地隊特別経費から支給する。支給に際しては、(3)項どおり。

(5) 日当（移動所要を除く）及び食費として、各1000円／日を支給する。

### 3. 広報

(1) 隊長は、派遣間、使用可能な通信媒体をもって活動写真等を本部連絡調整班に通報する。

(2) 本部連絡調整班は、札地隊HP、隊友紙等に活動内容等を投稿する等積極的広報に努める。

## IV 災害活動終了時の行動

### 1. 撤収

- (1) 札地隊防災ボランティア隊は、派遣要請のあった自治体から撤収要請があった場合、又は、道隊連から本部連絡調整班を通じて撤収の指示があった場合、撤収する。
- (2) 隊長は、派遣要請のあった自治体から撤収要請があった場合は、本部連絡調整班に通報した後、撤収を開始する。

### 2. 報告

- (1) 隊長は、派遣活動終了に伴い別紙第4に示す様式により、札地隊会長へ報告する。
- (2) 派遣活動が長期となり、隊長が交代する場合は、その都度、別紙第4に示す様式により活動終了（成果）報告書を作成し、次期隊長に申し送るとともに、本部連絡調整班に通報する。  
別紙第4 「札地隊防災ボランティア隊活動終了（成果）報告書」
- (3) 個人で活動した会員は、活動終了後、ボランティア活動証明書を取得し、その写しを本部連絡班に提出する。

### 3. 必要経費の申請等

#### (1) 申請内容

- ア ガソリン代、高速代
- イ 日当、食費
- ウ 派遣活動に応じて購入した物品等

#### (2) 申請要領

- ア 隊長は、活動終了後、別紙第5に示す様式で、速やかに必要経費を申請する。
- イ 派遣活動が長期となり、隊長が交代する場合、別紙第5の様式に基づき次期隊長へ申し送り、撤収時の隊長がとりまとめて申請する。  
別紙第5 「札地隊防災ボランティア隊活動実費支弁申請書」

#### (3) 活動に伴う負傷等の補償

- ア 派遣活動に伴い発生した負傷等は、隊友会規定に基づき、契約しているボランティア活動保険により必要な補償を行う。必要に応じ、道隊連を通じて北海道と調整する。
- イ 隊長は、派遣活動期間中に負傷等の事態が生じたならば、実費支弁申請時にあわせて、別紙第6に示す様式で補償請求を実施する。この際、持病に起因する負傷等は、対象外とする。  
別紙第6 「防災ボランティア保険支給申請書」
- ウ 派遣活動中における身体機能の補助具（メガネ、コンタクト等）は、個人の責任において損失防止に努めることを原則とし、活動中に発生した崖崩れ・家屋倒壊等の災害に伴う損失のみ、その一部を補償する。



札幌隊防災ボランティア隊編成表

区 分	支部名	氏 名	携帯番号	車両	留守家族連絡先	
					氏 名	電話番号
隊 長				有・無		
副隊長				有・無		
派遣班				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
本部 連絡班				/		
				/		
				/		
				/		

(備考)車両欄は、派遣活動時に車両を携行する会員は「有」、しない会員は「無」に○。



## 札幌隊防災ボランティア隊日々活動記録

- 1 災害名
- 2 活動日           年    月    日
- 3 活動地域
- 4 活動内容  
(記載例) 避難所での給水、炊き出し支援  
          被災家屋の清掃及び防疫の補助  
          被災家屋の瓦礫の除去
- 5 現地における自治体等との調整事項
  - ・調整先
  - ・調整内容
  - ・調整結果
- 6 派遣隊員の健康状態
- 7 その他（特記事項）

年 月 日

## 札幌隊防災ボランティア隊活動終了（成果）報告書

札幌地方隊友会長 殿

隊長

⑩

札幌隊防災ボランティア隊の活動を終了したので、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 災 害 名
- 2 派遣期間
- 3 派遣場所
- 4 延べ派遣隊員
- 5 活動内容  
（記載例）避難所での給水、炊き出しの補助  
被災家屋の清掃及び防疫の補助  
被災家屋の瓦礫の除去  
物資集積所での運搬、配分の補助
- 6 問題点、教訓等

（備考）派遣期間内で隊長が交代する場合は、成果報告として作成し、次期隊長に申し送るとともに、本部連絡班に通報する。

別紙第5  
年 月 日

札幌隊防災ボランティア隊活動実費支弁申請書

札幌地方隊友会長 殿

隊長

⑩

防災ボランティア活動に係る実費支弁について、下記のとおり申請します。

記

年月日	活 動 内 容	従事者数(人)	備 考

(ガソリン代)

年月日	氏 名	給油代金	領収書	備 考
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

(備考)領収書が「無」の場合、備考欄にその理由を付記

(購入物品等)

年月日	氏 名	購入物品名	購入代金	領収書	備 考
				有・無	
				有・無	
				有・無	
				有・無	

(備考)領収書が「無」の場合、備考欄にその理由を付記

## 防災ボランティア保険支給申請書

札幌地方隊友会長 殿

隊長

⑩

防災ボランティア保険の適用、支給について、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 保険の適用を受ける者

氏 名 :

年 齢 :

性 別 :            男            女

住 所 :

TEL :

## 2 事故の概要、程度

(記載例)

上記の者は、○月○日～×日、△△地区水害の復旧活動にボランティアとして参加中のところ、瓦礫撤去作業中、右足首をねん挫し、通院1週間程度の加療を必要とするものである。

## 3 診断書取得の有無

有                    無